

青森市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 制定理由

国においては、令和7年2月に発生した大船渡市林野火災を受けて、林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令等によって林野火災予防の実効性を高めることが必要であるとし、各都道府県に対して、「令和7年大船渡市林野火災の教訓を踏まえた今後の林野火災対策の推進について」を通知している。

当該通知において、「各市町村の火災予防条例において、林野火災注意報又は林野火災警報が位置付けられた場合には、各市町村の火入れに関する条例において、林野火災注意報及び林野火災警報が発令された際の対応を明記すること」とされた。

これを受け、青森地域広域事務組合においては、「青森地域広域事務組合火災予防条例」（以下、「別途条例」という。）を改正する予定としている。（施行期日：令和8年4月1日、令和8年第1回青森地域広域事務組合議会定例会提案予定。）

また、「青森市火入れに関する条例」（以下「本条例」という。）についても別途条例による注意報等が発せられた際に火入れの制限を行えるようにするよう改正するもの。

2 改正内容

本条例のうち、第13条（火入れの中止）に関する事項について次のとおり改正する。

- (1) 別途条例において林野火災に関する注意報が発せられた場合にも、火入れの許可期間中であっても、火入れを行わせない旨を規定。
- (2) 火入れの実施中に、別途条例において林野火災に関する注意報が発せられた場合にも、速やかに消火させる旨を規定。
- (3) 語句の修正。

3 施行期日

令和8年4月1日から施行する。